

報告第1号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月25日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月16日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

北本市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。